

【決議】第 6 期科学技術・イノベーション基本計画に学術研究重視を求める

本会は、本年 3 月 16 日に声明「科学技術基本法改正案に反対する」を、5 月 7 日に提言「科学技術基本法等の一部を改正する法律案について」を発売し、国会をはじめ関係各位に法案反対の立場から問題点を指摘してきた。しかし、残念ながら、この 6 月、科学技術基本法制定から 25 年にして、この法律は「科学技術・イノベーション基本法」に変更され、本会が再三にわたって指摘してきたように、法律の基本的性格が大きく変わった。このため「科学技術政策」の変質が懸念され、この法律に基づき本年度内に閣議決定されるべく策定中の「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では、基礎科学の軽視、イノベーションへの傾斜、学術、科学・技術の担い手である大学等や国公立研究諸機関等にイノベーションへの「改革」を強制する動きが強められることが強く懸念される。

科学技術基本法「改正」の主な問題点

「科学技術・イノベーション基本法」の主な問題点を列举すると、

1. 基礎科学からイノベーション重視への転換がすすめられ、課題解決型が優先されており、多様で、創造的な研究力の低下が危惧される。
2. 「イノベーションの創出の振興に関する施策」を推進するために、従来、科学技術基本法が対象から除いていた「人文科学のみに係るもの」も対象になったことから、人文・社会科学のうちイノベーションに役だつ分野のみが優遇され、バランスのとれた発展が阻害されることが懸念される。
3. 大学等と研究開発法人に対し、「振興方針」にのっとり「自主的かつ計画的」努力を求める責務規定が新設されたことにより、財政誘導を含め、統合再編や管理強化等、政府の施策が事実上強要されることとなる危険性が大きい。
4. 「社会の諸課題」への対応を「あらゆる分野」に要求することが懸念され、バランスの取れた学術、科学・技術の発展が阻害される懸念がある。なお、「学術研究」とそれ以外の研究の「均衡のとれた推進」規定が追加されたが、それは基盤的経費の抜本的拡充なしには画餅にすぎない。
5. 基本計画で定める事項に、人材の確保・養成等と、イノベーション創出促進の環境整備を追加し、「研究者等」(補助人材、更に運営・管理の従事者まで極めて広く定義)の外に、支援人材、新事業創出人材と支援人材までを含めたことは、ベンチャー企業の経営者までが「研究者等」として基本計画の対象とならねば、研究費配分への影響も懸念される。

基本計画への要求

以上から、本会は、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」に盛り込まれると考えられる、イノベーションに傾斜した案を容認できない。また、大学等、国公立研究諸機関への責務規定の排除などの、学問の自由・研究教育機関の自治を守る措置を政府に強く求める。特に「変革の原動力」として大学を「企業化」し、民間企業や地域からの投資に大学経営を依存させることに、強く反対する。「総合的な安全保障」などの名を借りた軍事研究や、秘密特許制度等の情報秘匿を行わないこと、教育研究機関を国家安全保障に巻き込まないことを強く求める。

さらに、科学技術基本法と同時に改正された内閣府設置法により、科学技術・イノベーション政策の内閣府主導の財界よりの計画が一層強化されることになったが、計画策定にあたって、財界の要求の実現を優先して科学・技術政策が歪められることのないよう、厳に要求する。

基本計画を議論する CSTI(総合科学技術・イノベーション会議)は、「検討の方向性」を提起した。そこでは、「デジタル技術の加速度的な発展・普及と科学技術・イノベーションを中核とする国家覇権争いの激化、新たな世界秩序の模索」という社会の質的・量的認識のなかで、地球環境問題など SDGs がグローバルアジェンダになっていることを確認してはいる。だが、「Society 5.0 の具体化の前提となるデジタル化について、スピード感と危機感の欠如による実装」の遅れがあるとして、依然、財界の希望する Society 5.0 の実現を柱としている。本会は、ポストコロナ社会に向けて、Society 5.0 の陳腐なデジタル化の“Japan Model”(未来像)ではなく、世界の流れである SDGs の取り組みに本格的に重点を移すことを求める。

「人材の確保・養成等」においては、「知の創出と価値の創出への投資がなされる資金循環環境の構築」をベースとした、ベンチャー企業立ち上げを想定するような研究者育成ではなく、若手研究者へ応分の研究資金支援と生活保障を要に据えた研究者育成に転換することを要求する。

多様な研究分野にバランスよく必要十分な研究費が配分され、ポストが確保されて研究環境と研究者の権利が保障されることによってこそ、研究力の向上が達せられる。人文・社会・自然科学の全般にわたる学術研究の発展は人類必須の公共財であり、その支援こそ政府の責務であることに鑑み、高等教育の無償化政策まで織り込んだ抜本的な教育・研究機関の底上げを実現する基本計画が検討されるべきである。

2020 年 9 月 27 日 日本科学者会議第 51 回定期大会